

A測定・B測定の課題

・有害物の発散又は労働者のばく露が1日に数回しかなく、それ以外は無視できるほど低濃度となる作業場では、A測定・B測定では過度に有害な作業場に評価され、設備についての過剰な改善等が求められるおそれがある。

(例) 酢酸ビニルポリマー(注)の合成樹脂接着剤製造の製品開発室における製品開発(秤量及び試作製作)作業について、A測定の結果は28.2ppmであったが、個人サンプラーによる8時間加重平均の濃度では2.91ppmとなり、酢酸ビニルの許容濃度10ppmの1/3程度であった。

(注: 酢酸ビニルポリマー・酢酸ビニルは、ともに有機則、特化則の対象ではない。)

・屋外作業場においては測定が出来ない。



以下の点に留意しつつ、個人サンプラーによる測定を導入してはどうか。

導入上の留意点

- 1 個人ばく露測定に関する実証的検証の結果を踏まえて技術的検討を行うこと。
- 2 評価基準の策定にあたり、別途専門家による検討が必要。
- 3 個人サンプラーにより測定と評価ができる作業環境測定士等の養成が必要。